

平成28年度事業報告書

< 一般会計 >

第1 馬の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業（公益目的事業）

1. 乗用馬等の生産育成振興事業

(1) 乗用馬の生産育成指導事業

ア、生産育成指導管理

指導技術者及び事務員各1名を置き、乗用馬の生産育成の指導・促進に努めた。

イ、乗用馬の生産育成促進指導

(ア) 北海道地区及び岩手県遠野地区の乗用馬生産農家の組織強化と乗用馬生産基盤を強化するための検討会（釧路市9月26日、遠野市11月1日）を開催するとともに生産地で開催される乗用馬市場（釧路市9月26日、遠野市11月1日）のせり名簿等の作成について協力した。

(イ) 乗用馬の資質向上を図るため、岩手県遠野市で生産された「マディトウノ」号を乗用種雌馬として買い上げ、岩手県遠野市の遠野市乗用馬生産組合に貸し付けた。

(2) 日本在来馬の保存活用推進事業

ア、連絡調整事務

日本在来馬の保存活用に係る各馬種団体の保存活動の円滑な運営と活性化を図るため、連絡会議等（北海道和種：4月25日）へ出席した。

イ、日本在来馬の保存登録

在来馬の保存のため、北海道和種（血統登録：118頭、繁殖登録：27頭）、木曾馬（血統登録：6頭、繁殖登録0頭）、野間馬（血統登録：6頭、繁殖登録2頭）、対州馬（血統登録：6頭、繁殖登録0頭）、宮古馬（血統登録：7頭、繁殖登録：6頭）について登録を行った。

2. 農用馬等の生産振興対策事業

(1) 農用種雄馬の整備事業

農用馬の資質の向上と増産を推進するため、家畜改良センター有種雄馬6頭（ペルシュロン4頭、ブルトン2頭）を借り受け、馬産地に配置（転貸）した。

また、ばんえい競馬で優秀な成績を残した競走馬の中から1頭を購入し、種雄馬として生産地に配置した。

< 特別会計 >

○ 馬の改良増殖、保護・利用増進及び馬事知識の普及事業（公益目的事業）

1. 馬事普及啓蒙推進事業

馬事知識の普及、馬の利用促進及び農用馬の生産振興を図るため、次の事業を行った。

(1) 馬事普及啓蒙対策事業

ホームページを改修するとともに、農用馬等に関する情報を提供した。

(2) 馬事普及のための特別対策事業

畜産関係団体等（釧路農業協同組合連合会他4団体）が実施した農業祭でのばんえい競馬のPR等の馬事普及のために要する経費について助成（助成率1/2以内、助成上限金額25万円）した。

(3) 優良農用馬の生産振興対策事業

農用馬生産地域の生産集団等（根室馬事振興協議会他3団体）が実施した生産技術に係る調査及び研究開発に要する経費について助成（定額、助成上限金額60万円）した。

(4) 優良農用馬生産者の表彰事業

農用馬の生産意欲を増進するため、ばんえい競馬の生産の指標となる基幹2競走である「黒ユリ賞競走」と「イレネー記念競走」に出走した馬の生産者表彰式を3月20日に帯広市で開催した。

(5) 農用馬生産振興推進事業

地域の実態に即した農用馬の生産振興策を検討するためのブロック会議を以下の3か所で開催した。

- ・北海道ブロック 帯広市（1月24日及び3月21日）
- ・東北ブロック 盛岡市（1月19日）
- ・西日本ブロック 熊本市（2月9日）

(6) 農用馬の生産振興等緊急特別対策事業

家畜伝染病（馬パラチフス等）の発生が無かったため、実績なし。

(7) 馬の輸入精液証明書の発給体制整備事業

仏国から日本国向けに輸出される馬精液について、家畜衛生条件が平成25年12月に、輸入した精液に係る精液証明書の発行条件が平成29年2月に仏国農業・農産

加工業林業省と農林水産省との間で締結され、この中で当協会が仏国馬輸出精液に係る日本国内向け精液証明書を発給できる唯一の団体として認められることとなった。

このため、3月10日付けで「公益社団法人日本馬事協会馬輸入精液証明書発給規程」を制定（第3回理事会承認（平成29年3月9日））し、同規程制定後の3月末に協会自ら発注者となって仏国から馬精液を輸入し、通関を含む輸入諸手続きの確認等を行った。

2. 在来馬種保存事業

在来馬種保存のため、次の事業を行った。

(1) 在来馬種保存事業

在来馬の保存、利活用に必要な飼育管理費、保存活用研究費、施設等整備費等を全国8馬種の保存会へ助成した。

(2) 絶滅危惧種対策事業

絶滅が危惧される3馬種（野間馬、対州馬、宮古馬）については、馬種ごとに必要な施策（保護及び繁殖技術指導）を行うとともに、野間馬（9月7～9日）、対州馬（5月11日～13日、2月13～15日）、及び宮古馬（7月5～7日）について現地指導調査を行った。

(3) 寄付金活用対策事業

5月13日付けで公益財団法人馬事文化財団から日本在来馬の保護活動を目的とした「使途特定寄付金」の申し込みがあり、野間馬の繁殖成績向上のため、野間馬ハイランドにおいて保定用柵場等の整備を行った。

3. アニマルウェルフェア飼養管理評価法確立事業（平成26～28年度）

馬のウェルフェアレベルの評価法を確立するため、以下の事業を行った。

(1) 事業推進委員会開催等事業

ア、事業推進委員会の開催

学識経験者等で構成する事業推進委員会を開催（4月11日）し、事業の効率的な推進等について検討を行った。

また、事業最終年度に当たり、達成目標に対する自己評価を行った（3月1日）。

イ、専門委員会の開催

学識経験者等で構成する専門委員会を開催し、アニマルウェルフェア飼養管理技術の普及等について検討した（4月11日、6月24日、9月12日、10月24日）。

(2) アニマルウェルフェア飼養管理技術調査研究事業

ア、ウェルフェアレベルの向上に対する飼養管理の問題点を抽出するための調査研究を岐阜大学に委託して実施した。

イ、評価指針のフィールドへの普及のための評価マニュアルを作成した。

ウ、平成23年度に策定したアニマルウェルフェアの考え方に対応した馬の飼養管理指針の見直しを行い、海外に公表できるよう翻訳し、印刷した。

(3) アニマルウェルフェア飼養管理技術普及推進事業

アニマルウェルフェア飼養管理技術の普及推進のため、帯広市（1月24日）、盛岡市（1月19日）、遠野市（3月8日）、熊本市（2月9日）において、アニマルウェルフェア普及啓発セミナーを開催した。

4. 馬能力検定体系化等推進事業（平成28～30年度）

馬の能力評価手法の有効活用等の確立のため、以下の事業を行った。

(1) 事業推進委員会開催等事業

ア、事業推進委員会

学識経験者等で構成する事業推進委員会を開催（8月24日）し、事業の総合的な実施方針等の検討を行った。

イ、専門委員会

学識経験者等で構成する専門委員会を開催（3月6日）し、フィールドレベルでの「線形審査」の検証、効率的なデータ収集と分析及び馬能力検定員の養成等に係る検討を行った。

(2) 馬能力検定員養成及び検定データの収集事業

フィールドにおける検定員の養成のための研修会を家畜改良センター十勝牧場（9月15日）、遠野市畜産振興公社遠野馬の里（10月27日）において実施した。なお、検定データの収集は、最終年度に行うこととしている。

(3) 馬能力評価手法調査検討事業

BLUP法を用いた馬のけん引能力及び産肉能力の遺伝的相関関係を調査するため、帯広市の帯広競馬場及び熊本市の千興ファームにおいてデータ収集を行った。

(4) 検定データ体制整備事業

「線形審査」の正確度の検証及び簡便に利用するためのシステムの開発等を京都大学に委託して実施した。